

<p>9/ 米國醫學制度実施 —1970年まで</p> <p>12/9 「教育委員会規程」制定により教育長制実施</p> <p>12/28 民政府機構改革 (文部省を社会部と改称)</p>	<p>8/13 日本本土から衛生 視察団来沖</p> <p>11/ 普天間の琉球医療 講習所で開催の学 校看護婦講習の卒 業式(卒業生17名)</p> <p>12/28 民政府機構改革 公衆衛生部</p>	<p>12/ 各学校に衛生係を設 置し、校医、歯科医、係として校務分掌に 学校看護婦との連絡 位置づけ、衛生係 を緊密にする は学級担任をしながら衛生の実務等 にあたる</p>	<p>11/ 中等学校保健計画実施 要領で新しい養護教諭 の職務内容を提示(い わゆる16項目)</p>
<p>1950 (昭和25)</p>	<p>3/31 日本政府文部省主催 のF.E.L講習会に 全琉から12名を派遣</p> <p>5/22 琉球大学開学</p> <p>11/6 沖縄群島政府発足 (沖縄・宮古・八重山・奄 美の4群島)</p> <p>群島政府発足によ り、社会部をもとの 「文部部」に改称</p> <p>11/29 第1回全島校長会開 催</p> <p>12/2 複学制度廃止し、指 導生専制とする</p> <p>12/15 琉球列島米国民軍 府(USCAR)撤去下</p>	<p>1/ 軍政府公衆衛生部 にリタ・ワース女史着 任</p> <p>4/ 医師・看護婦など衛 生関係者を公衆衛 生講習へ派遣(於: 東京国立衛生院)</p> <p>5/11 社会部派遣「職員生 徒児童身体検査に ついて」</p> <p>7/ 「性病取締」(布令第 21号)公布</p> <p>8/ 臨床医学研究のため 医師15名を日本 本土へ派遣</p> <p>10/ GHQより公衆衛生 看護顧問シモア・ソ ケラー女史着任</p> <p>公衆衛生部を「厚生 部」に改称。</p>	<p>9/ IFEL(養護教育指導者 講習会)開催(於:東大 医学部)</p>
<p>1951 (昭和26)</p>	<p>3/1 文教審議委員会設置</p>	<p>1/ 沖縄群島に開業医 師、歯科医師配置 (布令第31号)</p> <p>1/19 「看護婦養成学校 法」(USCAR布令第 35号)公布 「看護婦資格審査委 員会法」(同第36号) 公布</p> <p>2/ 群島政府厚生部に 看護婦設置</p>	<p>GHQ指導のもと、「小学 校保健計画実施要領 (草案)を作成</p> <p>3月、結核予防法制定</p>

3/31 「沖縄群島教育基本条例」、「沖縄群島学校教育条例」及び「沖縄群島教育委員会条例」公布		3/31 「教育基本条例」及び「学校教育条例」制定により、学校身体検査の実施等に関することが初めて規定される。	
4/1 琉球臨時中央政府設立（前述の群島政府を統合）	4/ 看護学校の入学資格を高卒以上と改め、琉球大学普及学部学生として登録		
	4/ 「開業歯科医師法」（布令第33号）、「開業医師法」（布令第37号）公布	※自由開業ではなく、布令第31号（開業医、歯科医の配置に関する布令）に基づいた沖縄医師配置委員会によって、地区ごとに開業を制限し開業医の地区偏在を防止	
	5/5 布令第42号（歯科医師助手の廃止）および第43号（医師助手の廃止）により、歯科医師助手を「歯科介輔」、医師助手を「介輔」と改称		
6/10 文教局設置			
	6/20 「伝染性疾患の取り締まりについて」（布令第46号）制定		
6/28 沖縄教職員共済会設立	7/ 中部（のちコザと改称）保健所および南部（のちに那覇と改称）保健所発足		
7/ 第1回知能テスト実施			
8/1 群島政府厚生部、厚生園内に沖縄盲啞学校開校			
	10/9 「沖縄群島保健所条例」公布		10/ 第1回全国学校保健大会開催（以後毎年実施）
	10/ 北部（のちに名護と改称）保健所発足		
10/19 文教局設置法公布（三課、庶務課、学校教育部、社会教育部）			
	10/23 八重山保健所発足		
	10/28 沖縄群島医学会総会		11/ 第1回全国養護教諭養成機関連絡協議会開催
	12/ ベスケラー博士来沖し、結核調査実施		
12/10 全琉文教部長会議開催			
2/28 「琉球教育法」（USCAR布令第68号）公布、施行		※「琉球教育法」第2章に文教局について記載、内部分課として8課（庶務、学務、社会教育、職業教育、指導、施設、健康教育、研究調査）を設け、戦後初の健康教育課設置であったが、翌年3月には廃課となる。	
4/1 琉球政府創立	・社会局医事課に看護係設置		
	4/ 宮古保健所竣工		
4/ 教育税創設			11/24米国琉球民政府の北部境界線が北緯29度に変更。
4/14 中央教育委員会任命式			4/ 全国の小学校に学校給食実施

1952 (昭和27)

	<p>6/17 「琉球人の日本旅行に関する規定及び手続」(布令第12号)制定</p>	<p>5/31 「学校身体検査基準」公布</p>			<p>4/28 日米講和条約発効</p>
<p>1953 (昭和28)</p>	<p>8/25 「獣医師法」(立法第21号) 「保健所法」(立法第23号) 「狂犬病予防法」(立法第24号) 「未成年者喫煙禁止法」(立法第25号) 「未成年者飲酒禁止法」(立法第26号)それぞれ公布、施行</p> <p>9/8 「食品衛生法」(立法第33号)公布施行</p> <p>9/22 「琉球青果会法」(立法第35号)公布、施行</p> <p>10/30 沖縄中央病院開所式</p> <p>1/26 「琉球政府公務員法」(立法第4号)公布</p> <p>3/2 「琉球教育法施行規則」(中央教育委員会規則第1号)制定</p> <p>3/2 「教育職員免許規則」(中教委規則第2号)及び「教育職員免許規則施行規則」(中教委規則第3号)等を制定したが、USCARに認められず全国施行できず</p> <p>3/15 沖縄教育委員会、終身問題について大会開催</p> <p>4/1 政府機構改革</p> <p>4/ 日本政府の援助による公費琉球学生(国費沖縄学生)制度実施</p> <p>5/12 沖縄教育後援連合会を財団法人沖縄PTA連合会に改組</p> <p>6/22 「文教審議会設置規則」公布により文教審議会発足(文教審議会を解消)</p> <p>7/1 教育課程委員会設置</p> <p>7/20 日本本土より講師を招聘して全琉教員の夏業講習会実施(8/29まで)</p>	<p>1/ 学校保健委員会設置について、学校現場に助言</p> <p>※「琉球教育法」における学校教育法が総則的なものであったため、日本本土の「学校教育法」並びに「同施行令」、「同施行規則」を網羅し、中央教育委員会規則を制定して実際の運用にあてた。</p> <p>4/1 機構改革に伴い、厚生局は社会局となる</p> <p>6/ 「学校保健事業に要する最低基準」制定</p>	<p>7/30 「教育職員免許法」一部改正(大学における養護教諭養成開始と、看護婦免許を基礎資格としない養成の新設)</p> <p>11/ 「学校教育法施行規則」一部改正(保健室・学校医・学校歯科医の設置について規定)</p>	<p>12/25 奄美大島が日本復帰</p>	
<p>1954 (昭和29)</p>	<p>1/15 「教育課程委員会規則」(中教委規則第1号)制定</p>	<p>10/19 「児童福祉法」公布</p> <p>11/17 宮古・八重山両地域のマラリア防妊計画決定</p>			<p>2/5 日航機、日琉間初就航</p>

<p>6/8 「教員、校長又は教育長の免許令」(USCAR第134号)公布</p> <p>6/24 教員の公務災害補償実施</p> <p>10/7 本土同胞から沖縄の学童生徒へ「愛の教員」第一陣が届く</p> <p>11/ 「教育職員単位認定規程」制定</p> <p>1/17 沖縄教職員会主催第1回総研集会開催</p>	<p>4/ 看護学校より琉球大学教育学部へ委託生を出す</p> <p>6/ 第1回看護婦免許試験</p> <p>6/ 各地で日本脳炎発生</p> <p>7/30 「農専法」(立法第21号)公布施行</p> <p>9/ 沖縄中央病院附属看護婦学校が独立し「沖縄中央病院看護婦学校」となる</p> <p>10/ 結核予防対策暫定要綱</p> <p>10/ 赤痢集団発生により防遏本部設置</p> <p>1/14 傷痍軍人・軍属の恩給診断のため、日本の厚生省から派遣された医師団5名来沖</p>	<p>4/ 「学校伝染病予防規則」制定</p> <p>4/2 「学校身体検査規則」制定(中央教育委員会規則第5号)</p> <p>4/2 「学校衛生統計調査規則」制定(中央委員会規則第6号)</p> <p>「学校衛生統計調査実施要綱」制定</p> <p>4/ 「学校清潔方法基準」制定</p> <p>6/ 学校歯科医師会設立</p> <p>9/ 「琉球教育法施行規則」の一部改正により、学校区及び学校歯科医の設置を規定する</p> <p>12/ 昭和28年度の学校衛生統計が集計される</p> <p>2/ 初の学校衛生統計調査報告書(昭和29年度)が完成、各学校へ配布される</p>	<p>・各地域毎に学校保健担当職員を募集、身体検査の実施方法等、講習会開催</p> <p>・学校身体検査の結果報告を義務とする</p>	<p>6/ 学校給食法公布</p> <p>7/ (財)日本学校衛生会を改組し(財)日本学校保健会と改称</p> <p>7/ 日教組養護教員部設置</p> <p>7/ 「学校教育法施行規則」一部改正、学校薬剤師を設置</p> <p>10/ 第1回日本学校保健学会開催(以後毎年開催)</p>
--	--	---	---	--

1955 (昭和30)

3/18 「行政事務員の勤務時間及び勤務時間の調整に関する規則」公布(1954.07.01より施行)	4/ 自費通学(のちに沖縄)学生制度実施→1972年まで	8/30 「行政事務部局組織法の一部を改正する立法」公布	9/3 由美子ちゃん事件(白人兵による幼女暴行事件)	9/17 由美子ちゃん事件をとりあげ教職員大会開催	10/7 日本本土同法による沖縄の学童生徒への「愛の教員」第一陣臨く
1955 (昭和31) 1/23 全境小中学校生の1955年就学状況とまるとなる。(小学校就学率98.4%, 中学校就学率98.82%)	3/17 全境の孤児学生総数、文教局でまとまる。(小学生545名、中学生849名、高校生80名、総計1474名)	7/17 「琉球教育法の一部改正」(改正法第9号)公布により、学校所在地内での集会等には教育委員会等の許可が必要となる	9/25 文教局通達「公立学校事務職員採用について」(1957年度予算で公立学校事務職員配置が実現となる)		

3/11 「公立学校教育職員公務災害補償補助金交付に関する臨時措置規則」(中教委規則第1号)制定	3/11 「結核性疾患教員及び分働教員の休業並びに補充教員に関する臨時措置規則」制定(中教委規則第2号)→1954.7.1から適用	3/ 「特殊学校児童生徒判別基準」制定
6/1 沖縄中央病院結核病棟開所式	8/30 左記立法公布により、社会局では公衆衛生看護婦養成所、助産婦養成所となる	11/18 「医師法」(立法第74号)公布 「歯科医師法」(立法第75号)公布
11/ 「沖縄看護学校」設立により沖縄中央病院看護婦学校を廃止 「沖縄公衆衛生看護学校」設立により沖縄公衆衛生看護婦養成所を廃止 「沖縄助産婦学校」設立により沖縄助産婦養成所を廃止	12/23 「麻薬の輸入・輸出及び製造に関する布令」(第149号)公布	4/13 局長会議において「健康法」案について協議される
8/31 「優性保護法」(立法第42号)公布	4/ 小学校全児童にミルク給食実施	

※「愛の教員」とは、戦災校舎復興委員会運動に日本全国から寄せられた浄財を各種教育器材購入にあてたもの

1957
(昭和32)

12/31 「戸籍法」(立法第87号)公布

1/1 新民法施行

3/2 「教育法」(USCAR布令第165号)公布、施行

8/15 「小学校設置基準」(中教委規則第30号)制定
「中学校設置基準」(同第31号)制定
「高等学校設置基準」(同第32号)制定
「幼稚園設置基準」(同第33号)制定

8/16 「琉球列島米国民政府布令第165号教育法施行規則」(中教委規則第34号)制定

10/18 「看護学校ならびに看護婦の免許に関する布令」(USCAR布令第162号)公布により布令第35号および第36号を廃止

10/23 「結核予防法」(立法第85号)公布

10/ 八重山保健所にマラリア防任課を設置

10/1 「少年法」(立法第78号)および「少年院法」(立法第79号)公布

USCARとWHOの支援による、徹底的なマラリア対策が八重山で開始される(ウィラープラン)

10/ 中学校及び高等学校校定時刻でもミルク給食を実施

3/2 「教育法」公布により、学校看護婦の雇用法が初めて規定される

5/15 「学校の保健」に対して保健所並びに医師の協力等に関する基準」(中教委規則第9号)制定

6/20 「学校身体検査規則」(中教委規則第17号)制定

6/20 「学校衛生統計調査規則」(中教委規則第18号)制定

7/11 「結核性疾患教員の休暇並びに補充教員に関する規則」(中教委規則第20号)制定

7/11 「女子教員の出産休暇並びに補充教員に関する規則」(中教委規則第21号)制定

8/13 「学校伝染病予防に関する規則」(中教委規則第28号)制定

9/ 文教局に保健体育課が設置される

・第7章第20 教育委員会は、…学校看護婦…を雇用することができる

12月、「幼稚園設置基準」制定

第1回全国養護教員研究協議会開催(昭和55年まで)

1958
(昭和33)

1/10 教育4法を公布(4月1日施行)
 「教育基本法」(立法第1号)
 「教育委員会法」(立法第2号)
 「学校教育法」(立法第3号)
 「社会教育法」(立法第4号)

5/7 「公立学校教育職員の公務災害補償のための補助金交付に関する規則」制定(中央教育委員会規則第27号)

9/16 通貨交換(旧円からFルへ)

9/30 「教育委員会法の一部を改正する立法」公布

1/10 「学校教育法」公布により、小・中学校への学校看護婦が原則必置制となる
 ・第29条 小学校には、看護婦を置かなければならない。ただし、特別の事情のあるときは、学校看護婦を置かないことができる
 7. 学校看護婦は、児童の養護を掌る
 ・第40条 第29条を中学校に準用する

5/7 「学校身体検査規則」(中教委規則第30号)制定

5/7 「学校伝染病予防規則」(中教委規則第31号)制定

5/7 「学校の保健に関する保健所の協力等の基準」(中教委規則第32号)制定

5/7 「結核性疾患教員の休暇及び補充教員に関する規則」(中教委規則第33号)制定

5/7 「女子教員の出席休暇並びに補充教員に関する規則」(中教委規則第38号)制定

5/7 「学校衛生統計調査要項」(中教委規則第47号)制定

7/16 連合教育区14のうち、4地区(知念、名護、コザ、石川)に学校看護婦を初配置
 ・公衆衛生看護婦から割愛、助教諭の位置づけで給与は一級教諭と同様に支給

8/8 「学校看護婦の任用並びに給与補助金割当基準」(中教委規則第58号)制定
 …9月1日から施行
 ・各学校の要望に対する学校看護婦の供給が間に合わず、緩和策として指定校制をとり当該教育区に補助金を公布。配置校を毎年替えることを原則とする

9/1 連合教育区4地区(宮古、前原、糸満、普天間)に各1名ずつ学校看護婦を増配。学校看護婦総数8名となる。
 ・学校看護婦の位置づけで給与は一級教諭と同様に支給

10/8 「1959年度公立学校校医手当補助金の交付額の算定に関する規則」(中教委規則第73号)制定
 「1958年度公立学校校医手当補助金交付額の算定に関する規則」(中教委規則第74号)制定…同規則とも'58年7月1日より適用

4/10 学校保健法公布

4/ 学校教育法改正(学校教育法第28条に、養護教諭の小学校必置が明記される)

5/10 学校保健法施行令公布

6/13 学校保健法施行規則公布

1959
(昭和34)

10/31 「学校教育法の一部を改正する立法」(立法第94号)公布

11/1 沖縄らい予防協会免足

11/10 「教育職員免許法」(立法第97号)公布
「教育職員免許法施行法」(立法第98号)公布

11/28 「介輔及び歯科介輔規則」(規則第108号)制定

4/1 国費沖縄医療研修生制度実施

3/17 「看護婦の免許に関する規則」(規則第24号)公布

4/ 沖縄看護学校が「琉球政府立コザ看護学校」として独立。「琉球政府立那覇看護学校」を新設。沖縄公衆衛生看護学校を「琉球政府立公衆衛生看護学校」、沖縄助産婦学校を「琉球政府立助産学校」に名称変更

6/30 石川氏宮森小学校に、米軍ジェット機墜落。死者17、負傷者121人。

9/16 日本本土より文部省派遣の教育指導委員第一陣が来沖

1960
(昭和35)

10/31 「学校教育法の一部改正」により、学校看護婦を「養護教諭」と名称変更

11/10 「教育職員免許法」・すでに採用されている学校看護婦は教職科目の履修単位不足により一級免許申請ができず、臨時免許での勤務となる。

12/1 連合教育区5地区(宜野座、秩谷、那覇、辺土名、八重山)に各1名ずつ養護教諭(学校看護婦)を増配。総数13名となる。

12/26 学校看護婦の養護教諭一級免許申請のために冬季講習を開催

4/1 久米島地区に養護教諭(学校看護婦)1名を増配。これにより14の連合教育区すべてに養護教諭配置となる。

4/ 保健実験学校を指定

7/22 養護教諭の免許認定講習会実施(前後期)

9/ 「学校給食用製パン委託加工工場の認可並びに学校給食用パンの審査に関する規則」(中教委規則第43号)制定

9/23 「学校教員施設指定取扱規程」制定

12/15 全琉14名の養護教諭(学校看護婦)に、初めて養護教諭1級普通免許状が授与される

1/18 全小中学校にてパン給食開始

1/1 メートル法施行

11/ 学校保健法施行規則一部改正(健康診断票記入方法)

12/ 日本学校安全会法公布

	<p>5/24 「地方教育区の設置する高等学校の琉球政府移管に伴う職員の身分等に関する立法」(立法第26号)公布</p>	<p>3/ 社会局組織規則改正により保健所に看護課を新設</p>	<p>文教局による「安全教育の手引き」発刊</p>	<p>2/ 全琉研修会(給食の衛生管理のみならず、給食指導等も兼担教諭の職務範囲となり問題提起)</p> <p>3/ 小学校2校を兼務していた1兼担教諭が辞職したことを機に兼務問題への取り組みが始まる</p>	<p>4/ 特殊法人日本学校安全会発足</p>
<p>1961 (昭和36)</p>	<p>4/ 国産沖縄学生(大学院学生)制度実施 —1971年まで</p> <p>5/1 14道合教育区を8道合教育区に統合</p> <p>7/14 「道合教育区統合に関する臨時措置法」(立法第58号)公布</p>	<p>8/22 「精神衛生法」公布</p> <p>10/5 厚生局公衆衛生課に公衆衛生看護係を新設</p> <p>2/10 琉球政府立公衆衛生看護学校(看護学校卒業生を対象とした1年課程)を兼担教諭養成機関として指定。(中教委告示第4号)</p>	<p>7/1 「学校給食法」(立法第47号)公布</p> <p>「学校給食法施行規則」制定</p> <p>10/ 日本政府(文部省)派遣の学校保健教育指導委員6名が来沖</p> <p>2/10 「兼担教諭養成学校」の指定により、4月入学から卒業と同時に兼担教諭1級更新のための単位普通免許の取得が可能となる</p> <p>2/ 「学校教育法施行規則」の一部改正により、保健主事の設置が規定される</p> <p>7/ 「財団法人 沖縄学校安全会」を設立</p> <p>7/18 「政府立学校の教職員の結核性疾患による休暇及び出産休暇に関する特別措置法」(立法第74号)公布</p>	<p>10/ 日本政府(文部省)派遣の学校保健教育指導委員6名が来沖</p> <p>・兼担小学校、普天間小学校、東江小学校に各2名ずつ配置。翌年3月まで指導する。</p> <p>・S.36年3月31日以前に入学した者は、ひきつづき免許更新のための単位認定講習を実施可能となる</p> <p>・第17条2 小学校に保健主事をおくることができる</p> <p>・結核に3年間の有給休暇、産前産後6週間の有給休暇を認め、本務職員の内職中は補充教員を配置</p>	<p>4/ 特殊法人日本学校安全会発足</p>
<p>1962 (昭和37)</p>		<p>8/23 日本政府派遣の歯科診療第1班来沖(11月20日まで沖縄本島辺地を診療)</p>	<p>11/17 「学校給食法施行規則」(中央教育委員会)</p> <p>? パン・ミルク+チーズの給食開始</p>	<p>・能率的なチーズの切り方や配膳の仕方などを兼担教諭が中心となって研究(石川中学校給食実験学校)</p>	

<p>2/1 文教科機構改革(7課から8課へ)</p>	<p>7/1 「性病予防法」(立法第37号)公布</p>	<p>6/27 「琉球学校給食会法」(立法第36号)公布</p> <p>7/10 「琉球学校給食会法施行規則」(規則第74号)制定</p> <p>7/ 全琉初の完全給食開始(於:豊見城村上田小学校)</p> <p>8/4 「特殊法人 琉球学校給食会」設立</p> <p>8/22 「学校保健法」(立法第86号)公布</p> <p>10/5 「学校保健法施行規則」制定...適用は7月1日から</p> <p>9/21 「学校給食実施基準」制定(中央教育委員会規則第10号)</p>	<p>完全給食開始により、養護教諭の職務に給食の衛生管理や献立作成、給食指導等が加わる。</p> <p>養護教諭研修会で、栄養士の採用や給食主任の必要性について話し合う。</p> <p>学校身体検査は健康診断と呼ばれるようになる</p> <p>健康診断費の予算化 ・校医、歯科校医を任命</p>	<p>国による養護教諭養成開始</p>
<p>1963 (昭和38)</p> <p>2/28 中学生れき殺事件(信号無視の米軍トラックにひかれ中学生が死亡。→無罪判決)</p> <p>4/1 日本政府援助による義務教育諸学校教科書無償給与小学校全児童へ実施</p> <p>8/14 「高等学校生徒急増に伴う教職員確保等に関する臨時措置法」(立法第74号)公布</p>	<p>4/ 石川保健所開所(中部保健所からの分離)</p>	<p>2/16 文教科保健体育課に、学校保健技師が初めて配置される</p> <p>養護教諭採用に面接試験を導入</p> <p>養護教諭志望者に日本本土の短期大学を卒業した者が応募するようになる</p>	<p>9/15 「沖縄養護教諭協議会」発足</p> <p>10/7 全国養護教諭研修会への初参加</p> <p>10/28 沖縄養護教諭協議会結成総会開催</p>	<p>10/7 全国養護教諭研修会(於:東京教育大附属中学校)12日まで</p>
<p>1964 (昭和39)</p>	<p>? 学校栄養士が、市町村教育委員会予算で設置される</p> <p>風疹大流行(1965年前半頃まで)</p>		<p>6/ 保健体育審議会「学校環境衛生の基準について」答申</p>	<p>7月、金沢に「沖縄保健協力会」が発足。沖縄学校保健研究大会や講習会等への講師派遣、文教科推薦の日本本土への留学生に対する学資援助を行う(S.47年まで)</p>

1965
(昭和40)

5/ 琉球政府厚生局の組織規則改正

8/22 「1945年4月1日以前に教育職員の経歴を有する女子教育職員の給与の調整に関する特別措置法」(立法第26号)公布、1964年7月1日から適用

8/12 中央教育委員会「日本政府の沖縄教育援助について」声明発表

8/25 「琉球大学設置法」(立法第102号)公布
「琉球大学管理法」(立法第103号)公布

9/10 「私立学校法」(立法第111号)公布

1/ 厚生局による風土病対策の一環として宮古保健所にフィラリア防圧本部を設置

2/12 「沖縄学校保健会」各学校からの分担設立総会並びに第1回沖縄学校保健研究大会開催(以後、毎年1回大会を開催)

2/ 全琉球養老院研究会開催

3/ 国立養老院養成所設置法公布

5/ 那覇看護学校、公衆衛生看護学校、助産師学校を統合し「琉球政府立那覇看護学校」となる

5/ 第10次教育研究集会の反省会に養護教諭が出席し、学校保健分科の独立を要請(それまでは保健体育班に所属)

? 那覇地区の学費に検原が実施される

6/1 「沖縄学校安全会法」(立法第10号)公布

12/13 BCG接種開始

6/22 「1945年4月1日以前に教育職員の経歴を有する女子教育職員の給与の調整に関する特別措置法」(立法第26号)公布、1964年7月1日から適用

8/12 中央教育委員会「日本政府の沖縄教育援助について」声明発表

8/25 「琉球大学設置法」(立法第102号)公布
「琉球大学管理法」(立法第103号)公布

9/10 「私立学校法」(立法第111号)公布

12/9 「沖縄学校安全会法施行規則」(規則第167号)公布、12月1日から適用

12/ 「特許法人 沖縄学校安全会」設立…(財)沖縄学校安全会を解散

5/ 琉球政府厚生局の組織規則改正

8/22 「1945年4月1日以前に教育職員の経歴を有する女子教育職員の給与の調整に関する特別措置法」(立法第26号)公布、1964年7月1日から適用

8/12 中央教育委員会「日本政府の沖縄教育援助について」声明発表

8/25 「琉球大学設置法」(立法第102号)公布
「琉球大学管理法」(立法第103号)公布

9/10 「私立学校法」(立法第111号)公布

12/9 「沖縄学校安全会法施行規則」(規則第167号)公布、12月1日から適用

12/ 「特許法人 沖縄学校安全会」設立…(財)沖縄学校安全会を解散

1966
(昭和41)

4/1 日本政府援助による中学校全学年への教科書無償供給と実施

5/27 「政府立各種学校教職員の確保等に関する臨時措置法」(立法第18号)公布
「高等学校の定時制教育及び通信教育振興法」(立法第22号)公布

3/26 「沖縄学校医会」設立

4/1 那覇高等学校に衛生看護学科設置

4~6月 日本政府の援助により九州、国立4大学児童生徒の健康より医師、看護婦が診断実施(中部地区小学校)定期健康診断を実施、5か年にわたり、先天性心疾患各道合教育区ごとにや風疹による障害児を発見

12/13 BCG接種開始

3/26 「沖縄学校医会」設立

4/1 那覇高等学校に衛生看護学科設置

4~6月 日本政府の援助により九州、国立4大学児童生徒の健康より医師、看護婦が診断実施(中部地区小学校)定期健康診断を実施、5か年にわたり、先天性心疾患各道合教育区ごとにや風疹による障害児を発見

1/ 第11次教育研究集会に、学校保健分科が設置される

1967
(昭和42)

7/1 「教育委員会法一部改正」により、地方財政制度の改革(教育税の廃止) 琉球大学政府立に移管

8/5 「琉球大学の政府移管に伴う職員の身分補償に関する立法」(立法第107号)公布

3/ 厚生局による風土病対策の一環として八重山保健所にフィラリア防圧本部を設置

3/ 沖縄学校歯科医師会設立大会開催(以後、毎年1回大会開催)

4/ 文教局保健体育課に養護教諭担当指導主事を初配置

・養護教諭の兼務廃止について、文教局長や革新立法院議員等へ強力に要請。

宮古地区の中学校で「生徒保健委員会」について研究

沖縄養護教諭研究協議会で合同研究テーマを地区ごとに設定し、熱心に取り組む

4~6月 日本政府の援助による児童生徒の健康診断実施(那覇地区小学校)

7/2 沖縄県高等学校教職員組合結成

7/25 「幼稚園教育振興法」(立法第49号)公布

9/11 「学校保健法」一部改正により、学校薬剤師の設置及び職務に関する規定を追加

・第16条 学校薬剤師をおくものとする

3/ 日本本土の養護教諭との交流開始(東京都教組の養護教諭部長、三橋敦子氏来沖)

3/ 「学校保健法の一部を改正する立法」(立法第1号)公布

4/ 学校保健推進について第1回三師会協議会開催

5/16 「琉球大学設置法の一部を改正する立法」(立法第29号)公布により、保健学部設置(翌年4月より入学生)

・大学における養護教諭養成が可能となる

4~6月 日本政府の援助による児童生徒の健康診断実施(北部地区小中学校)

8/1 日教組の養護教諭部研究会へ初参加(日養研のカンパによる旅費でオプザーバー参加。以後3年カンパを受ける)

8/1 第9回日養研開催(於: 神奈川県)

1968
(昭和43)

8/28 「公立学校職員共済組合法」(立法第147号)公布
「公立学校職員共済組合法の長期給付に関する施行法」(立法第148号)公布

8/31 「公衆衛生看護婦、助産婦、看護婦法」(立法第149号)制定

	<p>11/ 初の公選主席に重良新吾氏が当選</p>			<p>12/ 養護教諭制度10周年。記念誌「養護」創刊</p>	
<p>1969 (昭和44)</p>	<p>4/1 幼稚園教育要領施行</p>	<p>5/10 沖縄公衆衛生協会設立</p>	<p>1/ 風疹による先天異常児調査のため、日本本土より専門医による検診遊来沖</p> <p>3/25 風疹聴覚障害児指導のため、日本政府派遣第一次指導団が来沖</p> <p>4/1 高等学校(職業高・農林高校5校、工業高校1校への配教諭が配置される(6地区に各1名ずつ計6名)</p> <p>4~6月 日本政府の援助による児童生徒の健康診断実施(宮古地区小中学校と八重山地区小中学校)</p> <p>7/ 朝日新聞社主催の健康優良学校及び健康優良児童の沖縄代表選出審査実施</p> <p>9/ 健康優良学校の沖縄代表として、長嶺小学校が選出される</p>		<p>7/ 国立養護教諭養成所協会(国養協)発足</p>
<p>1970 (昭和45)</p>	<p>2/10 文教局内に復帰対策室設置</p>	<p>2/9 DPT・ポリオの予防接種開始</p> <p>2/ 第1回沖縄公衆衛生研究協議大会開催</p> <p>3/ 日本本土で実施されている保健婦、助産婦、看護婦に関する国家試験を初実施</p>	<p>4/ 健康観察簿の様式を統一し公簿的な取り組みを始める</p> <p>4~6月 本土医師団による児童生徒の健康診断実施(南部地区小中学校)</p> <p>7/1 「沖縄医師会学校医師会」発足(沖縄学校医会を廃止)</p>	<p>「沖縄高等学校養護研究会」発足</p>	
<p>1971 (昭和46)</p>	<p>9/10 社団法人沖縄教職員会、「沖縄教職員組合」に移行</p>		<p>4/1 高等学校(普通高校)へ養護教諭が初配置される</p> <p>8/ 「琉球学校給食会の権利義務の承継等に関する立法」公布</p>		

1972
(昭和47)

5/15 日本復帰し沖縄県となる各方面において復帰特別措置

- 3/ 看護学校生徒の琉球大学への委託制度終了
- 3/ 中央保健所設置
- 5/ 日本復帰に伴い琉球政府立コザ・那覇両看護学校は沖縄県立となる
- 5/ 公衆衛生看護婦を「保健婦」と改称
- 9/ 石川保健所にフィラリア病防犯本部を設置

11/16 日本政府の文部・厚生両省より編成された横診班、風疹障害児の特別横診を実施

- 3/ 「沖縄学校給食研究協議会」設立
- 第1回「沖縄学校給食研究協議大会」開催

- 5/ 「財団法人 沖縄県学校給食会」設立
- 5/ 「日本学校安全会沖縄支部」発足(特殊法人 学校安全会を廃止)
- 8/ 沖縄学校保健会は「沖縄県学校保健会」として、「九州地区学校保健会」及び「全国学校保健会」に加入
- 9/ 沖縄学校給食会、学校給食のおかず用物資の取扱を開始

沖縄高等学校養護研究会を「沖縄高等学校養護教諭研究会」に名称変更
月1回の定例会を開催

- 3/ 沖縄養護教諭協議会を解消し、「沖教組養護教員部」へ移行
沖縄高等学校養護教諭研究会は存続

沖縄高等学校養護教諭研究会は高教組に対し、養護教員専門部の設置を要請

1973
(昭和48)

5/ 沖縄若夏国民体育大会開催

- 3/ 第1回沖縄県学校医大会開催
- 4/1 高等学校の定時制課程に養護教諭が初配置となる
- 4/1 琉球大学保健学部の卒業生が養護教諭として学校に初配置となる
- 7/ 沖縄県学校給食センター完成

12/ 保健体育審議会答申「児童生徒の健康の保持増進に関する施策について」

2/ 文部省「小学校保健指導の手引き」刊行

「学校保健法施行令」及び「学校保健法施行規則」の一部改正により健康診断方式が変更

6/ 文部省養護教諭中央研究会開催(以後毎年開催)

<p>1974 (昭和49)</p>	<p>3/ 組織規則の改正により各保健所の厚生部を「環境保健部」へ改称</p>	<p>8/ 養護教諭採用に筆記試験を導入(「一般教養」と「学校保健」の2科目)</p> <p>12/ 県費負担学校栄養職員制度の発足</p>	<p>10/12 沖縄高等学校養護教諭研究会を「沖縄県高等学校養護教諭研究会」に名称変更</p>
<p>1975 (昭和50)</p>			<p>八重山地区養護教諭が初めて宿泊研修会を実施。</p> <p>9/6 これまで「沖教組養護教員部」として活動してきたが、研究団体として九州との一体化をはかるために、研究会を独立させる必要から「沖縄県養護教諭研究会」を発足</p>
<p>1976 (昭和51)</p>		<p>12/ 学校給食で米飯給食開始</p>	<p>高等学校養護教諭研究会主催で「救急処置講習会」開催(以後、毎年開催)</p> <p>12/ 第1回沖縄県養護教諭研究大会開催(以後、毎年開催)</p>
<p>1977 (昭和52)</p>	<p>8/ 風疹の定期予防接種開始</p>	<p>4/ 学校給食用基本物(無償物資)の割合が「無償物資」がS.52-80%, S.53-「供給に関する特例」70%, S.54-60%, に改正される S.55-50%となる</p>	
<p>1978 (昭和53)</p> <p>2/ 第1回交通安全教育講習会開催</p> <p>3/ 沖縄県交通方法変更に伴う指導資料を全県の教師に配布</p> <p>5/ 第2回交通安全教育講習会開催</p> <p>7/15 教育庁730実施対策本部設置</p> <p>7/30 交通方法変更実施</p>	<p>10/ 麻疹の定期予防接種開始</p>	<p>11/ 第1回沖縄県学校交通安全教育研究大会開催</p>	<p>日教組養護教員部長・三橋敦子氏による講演会開催</p> <p>12/ 沖縄県養護教諭設置20周年記念式典開催・記念誌発行</p>
<p>1979 (昭和54)</p>		<p>高等学校交通安全教育研究協議会開催</p>	
<p>1980 (昭和55)</p>			<p>7/28 第13回九州地区養護教諭研究協議大会(沖縄大会)開催</p>
<p>1981 (昭和56)</p>			

4/ 琉球大学医学部第1期生の入学		8/8 第31回九州地区学校保健研究協議大会(沖縄大会)開催(8/10まで)		
1982 (昭和57)				
1983 (昭和58)				
1984 (昭和59)				
1985 (昭和60)			7/ 「日本学校健康会」発足(日本学校安全会・日本学校給食会を統合)	
1986 (昭和61)				
1987 (昭和62)			11/ 「日本体育・学校健康センター」発足	
1988 (昭和63)				1月、エイズ患者発生
1989 (平成元)			文部省体育局の組織改革により、「学校健康教育課」発足(学校保健課と学校給食課を統合)	
1990 (平成2)			12/ 「教育職員免許法改正」により、免許の種類が専修・一種・二種となる	
1991 (平成3)				
1992 (平成4)				
1993 (平成5)				
1994 (平成6)				
1995 (平成7)				いじめの増加、深刻
1996 (平成8)			「学校教育法施行規則」改正により、養護教諭の保健主事への登用が可能となる	不登校、「保健室登校」増加
1997 (平成9)			保健体育審議会答申により、養護教諭の新たな役割に「健康相談活動」が取り上げられる。「教育職員免許法施行規則」の一部改正により、養護教諭養成カリキュラムに科目「健康相談活動」が新設される	薬物乱用、性の逸脱行動、生活習慣の乱れ、O-157等感染症の新たな課題
1998 (平成10)				ナイフによる事件の多発。ひきこもりの問題
1999 (平成11)			「教育職員免許法施行規則」の一部改正により、養護教諭が保健の授業を担当する教諭になれる制度を明記(附則第18項)	
2000 (平成12)				
2001 (平成13)				

2002
(平成14)

2003
(平成15)

2004
(平成16)

--	--	--	--	--	--	--	--

平成15年度

厚生労働科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業)分担研究報告書

思春期の保健対策の強化及び健康教育の推進に関する研究

2. 思春期保健対策展開に関わる学校保健制度に関する研究

(3) システム・ダイナミック・シミュレーションによる養護教諭の需要予測

分担研究者	大澤清二	大妻女子大学人間生活科学研究所	教授
研究協力者	下田敦子	大妻女子大学人間生活科学研究所	助手
	軽部光男	大妻女子大学人間生活科学研究所	
	和気則江	琉球大学医学部保健学科	助手
	高倉実	琉球大学医学部保健学科	助教授

研究要旨

1986年にシステム・ダイナミック・シミュレーションを用いて、1980～2020年の期間での小学校の養護教諭の需給予測を実施した。現在は極端に需要がないが、近未来には再び新規需要が生まれると予測された。

A. 研究目的

養護教諭は現在新規需要が極端に乏しい。すると社会的、行政的な対応としては養成する人員の削減に向かう。しかし、一般に需給関係は人口規模に従って緩やかな変動の波を描き、繰り返すのであって、やがて、削減した養成定員は再び増員しなければならなくなったりする。こうしたその場凌ぎのいわば非科学的な学校づくり、定員調整が繰り返して行われている。教育計画の貧困ともいえる。ここではこうした、現状を改善するべく、統計に基づく正確な将来予測を学校保健制度づくりに反映させるべくシステムダイナミクスモデルを構築し、シミュレーションを行った。我々は1986年にシステム・ダイナミック・シミュレーションを用いて、1980～2020年の期間での小学校の養護教諭の需給予測を実施した。その後養護教諭の職務・必要性は、いじめや不登校児童・生徒への対応等で増大するものの、全国で採用減少が続いており、養護教諭養成機関及び養成課程の学生にとっては、受難の時期を迎えている。一方、養護教諭の需要予測を研究する環

境は、①2000年時点での小学校入学予定者数が140万人/年(1986年の推計)から121万人/年(1997年の推計)と大幅に減少し、この乖離傾向は今後も拡大が想定されること、②養護教諭に関する官庁統計が、都道府県単位で整備され、都道府県単位の需要予測が可能になったこと、の2点が大きく変化した。

そこで本研究は、養護教諭の需要予測を最新の資料(データ)を用い、現在の採用状況を反映して行った。

B. 研究方法

(1) 対象都道府県及び研究対象の設定

現在、養護教諭の採用は、全国的に入学児童・生徒人口減少の影響を受け、減少している。したがって、研究対象は、人口減少が著しい東北I県の小学校、中学校及高等学校とした。

(2) フロー・ダイヤグラムの作成

養護教諭の需要予測を行う要因は、①人口規模及び5歳階級別将来推計人口を基にした小学校児童数、中学校生徒数及び進学率を加味した高等学校生徒数、②小学校、中学校

及び高等学校の5歳階級別養護教諭数、③児童数・生徒数の増減から推計される学校数及び現時点でのI県での採用状況、の3つとし、予測する新規採用養護教諭数は、退職養

護教諭数と児童数または生徒数の増加による新設学校及び統廃合による学校減少によって決定されるとした。

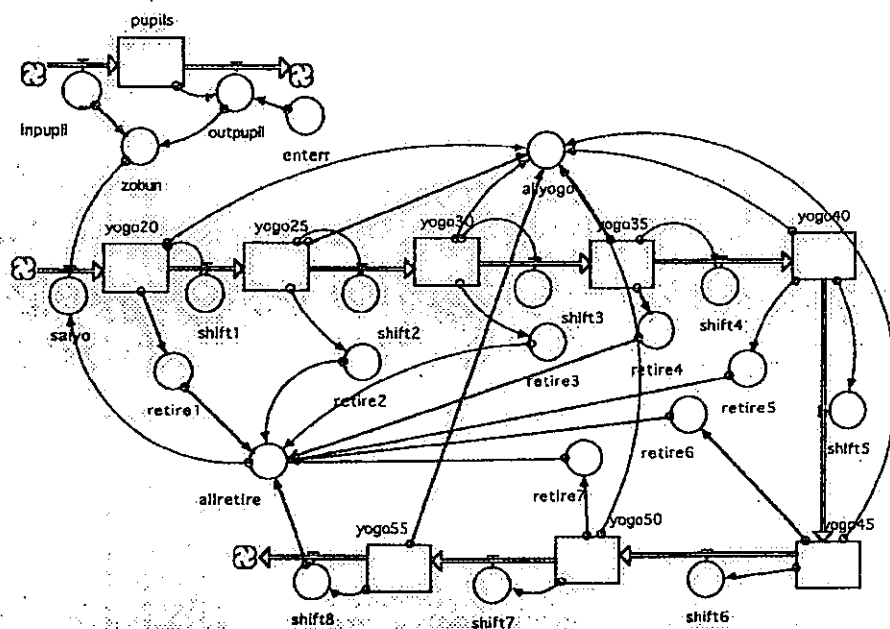


図1 フロー・ダイアグラム

(3)シミュレーションの実施

将来推計人口が算定されている2000年から2025年の期間についてシミュレーションを実施した。シミュレーションは、I県の養護教諭の採用状況を考慮して下記の2ケースを実施した。

ケース1:新規採用養護教諭数を、退職養護教諭分を採用する。

ケース2:現在I県で実施されている児童・生徒数の減少による学校の統合・廃校の影響を反映し、児童・生徒数の減少に伴う学校数の減少分については、新規採用は発生しない。

C. 研究結果と考察

(1)新規採用教諭数

ケース1(新規採用教諭数は、退職した養護教諭分を補充する)のシミュレーション結果では、2000～2006年頃までは21～28人/年の採用となる。その後採用がやや増加し、2020頃までは34～38人/年の採用となる。

ケース2(新規採用教諭数は、退職養護教諭数から学校減少分を差し引いた数とする)のシミュレーション結果では、2000～2005年までは、小学校の7校/年の統廃合、中学校での5校/年の統廃合によるゼロ採用等が影響し、全体で12～13人/年の採用となる。その後小学校で2020年頃までは3校/年の統廃合、中学

校で2校/年の統廃合と、統廃合による採用抑制の影響は少なくなるため、小学校で13～17人/年、中学校で12人/年まで回復する。しかし2020年以降は、小学校の8校/年の統廃合、

中学校での1校/年の統廃合の影響により、全体で20～25人/年の採用となる。

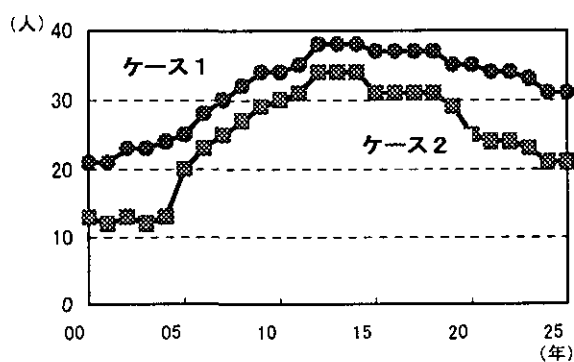


図2 ケース別新規採用教

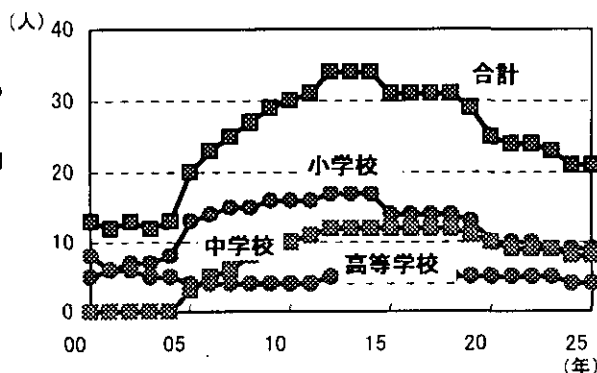


図3 ケース2の学校種別新規採用
養護教諭数

ケース2でのシミュレーションによる需要予測では、2000～2004年の期間中の小学校、中学校及び高等学校の採用は、12～13人/年となった。一方実際のI県での採用実績は、2001年で5人、2002年で11人、2003年で5人(予定)となっており(I県にある国立大学の養護教諭養成課程の調べ)、予測結果と採用実績には、乖離が生じている。この乖離の発生要因は、以下のように2つと考えられる。

1) モデルの各要因で、5歳階級別人口を使用しているため、1歳ごとの退職者数の微妙な変化に対応できない場合があるものと考えられる。

2) 採用される養護教諭の年齢に幅があり、25歳以降や30～40歳代の採用がみられ、養護教諭の5歳階級別頻度分布の各階級が変動するため、新規採用教諭の予測に影響を及ぼしているものと考えられる。

以上の各要因による乖離を極力縮小するた

めには、シミュレーションの対象県の一定期間の採用実績をより詳細に観察し、モデルに反映させることが必要となる。

(2) 今後のモデルの応用について

新規採用は、昭和33年に施行された「教職員定数標準法」によって、児童・生徒の減少いかににかかわらず、退職教諭数分は新規採用することが位置付けられているものの、学校の統廃合の影響を受けており、現在の採用が継続すると、大幅な採用増加は期待できない。

したがって、養護教諭養成機関等が、このモデルをベースに有益な情報を得ようとするならば、新規採用養護教諭数は、従来の退職養護教諭数の補充だけでなく、養護教諭養成機関の活性化等を考慮して、複数配置による詳細な検討を行うことが必要となる。

3) 学校保健の重要な担い手である養護教諭の需要構造と将来の需要予測についてシステムダイナミックスの立場からシミュレーションを